

裁判官が、陳述書を書いた 全管理者の証人尋問を求める！

第7回前田本人訴訟！

5月27日13時10分から大阪地方裁判所809号法廷において、第7回前田本人訴訟が開催されました。今回、会社側はボーナスカット事由をあげた8人の管理者の「陳述書」（22件分）を提出しました。今回の「陳述書」と前回提出された「非違行為を管理者が5W1Hで記載した一覧表」（甲第22号証）について前田さんは会社「5W1Hで作成した元のメモ等があるはず、何かを見て作成しているのか」「メモ等があるなら今後、証拠として提出する予定があるのか」と問いかけ、会社は「パソコンに入力して管理していたデータから抜き出して作成している。会社として元のデータ（メモ等）はない。管理者の記憶、メモ等はもう存在しない場合もある。そこは管理者個人の判断で、今後、証拠として提出する予定はない」とデータ提出の予定がないことを明らかにしました。

また、裁判官が会社に対して「ボーナスカット事由の立証責任は会社側にある」として、「陳述書」を書いた管理者全員の証人尋問を求めました。「陳述書」を書いた管理者のみなさん、裁判所でお待ちしています。ウソの無い証言をお願いします。

第6回竹本本人訴訟も次々回より管理者の証人尋問！

5月26日14時30分から大阪地方裁判所808号法廷において、第6回竹本本人訴訟が開催されました。裁判官から今後の進め方について、次回は証人尋問の計画、次々回より証人尋問を行う予定が示されました。また今回、会社はボーナスカット事由（20件分）をあげた6人の現場管理者の「陳述書」を提出しました。これに対し、竹本さんは管理者6人全員の証人尋問を求めました。今後は、「陳述書」を書いた管理者が全員証人尋問に立つことになると思われます。

次回、竹本本人訴訟は8月3日14時30分、前田本人訴訟は8月24日14時30分からです。